様式第３号（第８条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和８年１１月６日

（工事執行権者）
福島県県中建設事務所長

工　事　番　号	２６－４１３２０－０１２８
工　事　名	道路橋りょう維持（補助）工事（橋梁補修）
質　問　事　項	
1. 別記２ ※１「同種・類似工事」の「橋梁補修工事（塗装工事に限る）」について、「総合評価方式参加の手引（令和８年４月１日）」様式関係記載留意事項§３では「複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種に関わらず同種・類似工事に該当すれば評価対象となる」「契約金額は指定金額以上か」と記載されていることを踏まえ、以下の点をご教示願います。 ①「塗装工事に限る」とは、工事内容（橋梁塗装工を含む橋梁補修工事）を限定するのか、それとも発注種別（入札参加資格区分）が「塗装工事」として発注された工事に限定するものでしょうか。 ②発注種別が一般土木工事等として発注された橋梁補修工事であっても、コリンズ等により橋梁塗装工の施工が確認できる場合は同種・類似工事に該当するのでしょうか。 ③ ②が該当する場合、※２ 施工実績指定金額（１億円）は、当該工事全体の契約金額（消費税込）で判断するのか、塗装工事部分の金額で判断するのかどちらになりますでしょうか。	
回　答　事　項	
① 「同種・類似工事」の「橋梁補修工事（塗装工事に限る）」については、発注種別に関わらず工事内容により評価します。 ② 発注種別が一般土木工事等として発注された橋梁補修工事であっても、コリンズ等により橋梁塗装工の施工実績が確認できる場合は、同種・類似工事に該当します。 ③ 施工実績指定金額については、工事全体の契約金額（消費税込）で評価します。	